

基 発 0526 第 12 号
令和 2 年 5 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う労働安全衛生法
関係通達の整備について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 20 号）
による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、有機溶剤中毒
予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令
第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定
化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の施行については、令和 2
年 3 月 4 日付け基発 0304 第 3 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の
施行について」により通知したところである。

これらの施行に伴い、下記のとおり関係通達の整備を行うこととしたので、了
知の上、これらの取扱いについて遺漏なきを期されたい。

記

1. 以下①及び②について、別紙のとおり改正する。
 - ① 「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実
施について」（平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 3 号）
 - ② 「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実
施の運営について」（平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 4 号）
2. 1 の②の別添 1、別添 5、様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中、「平
成」を「令和」に改める。